

## 計算例

浦添 花子さんの情報（令和3年度課税分）

給与所得	5,200,000円
所得控除合計	2,600,000円
課税総所得金額（給与所得－所得控除合計）	2,600,000円
居住年月日	令和2年9月1日
所得税額（令和2年分）	101,000円
住宅借入金等特別控除可能額	300,000円

まずは、「住宅借入金等特別控除可能額－所得税額」を算出します。

$$300,000円 - 101,000円 = 199,000円…①$$

※ここで算出した値がゼロの場合は、個人住民税での住宅ローン控除は適用されません。

次は「課税総所得金額の5%（または7%）」を算出します。

$$2,600,000円 \times 7\% = 182,000円…②$$

※居住年月日が令和2年中の為特定取得となりますので、7%で計算しています。

そして、先ほど算出した金額②と上限額を比べます。

$$182,000円 > 136,500円 \quad \text{となる為、} 136,500円…③ \text{を参考とします。}$$

控除額は①と③のいずれか少ない金額となる為

$$199,000円 > 136,500円 \quad \text{となる為、} \underline{\text{控除額は136,500円}} \text{となります。}$$

市民税・県民税への控除額の内訳は以下のようになります。

$$\text{(市民税)} \quad 136,500円 \times 3/5 = \underline{\text{81,900円}}$$

$$\text{(県民税)} \quad 136,500円 \times 2/5 = \underline{\text{54,600円}}$$